

鹿沼市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市長から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和5年12月26日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 大貫毅

1 行政経営部

監査の種類	地方自治法第199条第2項の規定による行政監査
監査結果報告日	令和5年12月15日付 監第45号
措置結果通知日	令和5年12月26日付 行第485号
監査結果	(指摘事項) 行政経営部が所管する収納事務において、令和4年度の出納整理期間中（令和5年4月から5月）に令和4年度の収入とすべきもののうち1件について、誤って令和5年度分の収入として処理をしていた。出納閉鎖期間中は現年度及び前年度の歳入歳出処理が並行して行われるため、より注意を払い事務処理を行う必要がある。今後の再発防止と適正な予算管理のため、チェック体制やマニュアルを見直し、有効な対策を講じることを望むものである。
措置内容	本件は、県民税徴収に係わり県から市に支払われる手数料収入である「県税徴収取扱費」の出納閉鎖期間中における調定年度の誤りに関するものである。再発防止のため、従来の県税徴収取扱費の金額算出や県への報告手順に加え収入事務の流れをマニュアルに追加し、またチェック体制強化のため複数人による検算や収入する科目・年度等の確認を行うこととした。